

別表第三 (第五条関係)	演習	実習	合 計
	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習		四
	介護技術に関する演習		三〇
	訪問介護計画の作成等に関する演習		五
	レクリエーションに関する演習		三
	介護実習	二四	
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学		六
合 計			一三〇

別表第三 (第五条関係)	区分	講義	演習	実習	合 計	時間数	備 考
	科	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に 関する講義	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に 関する演習	老人デイサービスセンター等のサービス提供現 場の見学	五〇		
		老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及び サービス並びに社会保障制度に関する講義	基礎的な介護技術に関する講義	事例の検討等に関する演習	八		
		訪問介護に関する講義	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する 講義		三		訪問介護員の職業倫理に 関する講義を行うこと。
		老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	家事援助の方法に関する講義		三		
		基礎的な介護技術に関する講義			四		
					三		
					四		
					五		
					四		
					一〇		
					三		
					八		
					五〇		

別記様式(一)(第三条関係)

第 号

修了証明書

氏 名

年 月 日 生

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二条の二第二項(第一号又は第二号に掲げる研修の(一)級課程、二級課程又は三級課程)を修了したことを証明する。

年 月 日

都 道 府 県 知 事 名

(訪問介護員養成研修事業者名)

別記様式(二)(第三条関係)

第 号

修了証明書(携帯用)

氏 名

年 月 日 生

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二条の二第一項(第一号又は第二号に掲げる研修の(一)級課程、二級課程又は三級課程)を修了したことを証明する。

年 月 日

都 道 府 県 知 事 名

(訪問介護員養成研修事業者名)

告 示

○厚生省告示第六十号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)の規定に基づき、厚生大臣が定める者等(平成十二年二月厚生省告示第二十三号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第六十一号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年三月厚生省告示第五十四号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)を次のように定め、平成十二年四月一日から適用し、使用薬剤の購入価格(薬価基準)(平成十年三月厚生省告示第三十号)は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例によら。

平成十二年三月十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

使用薬剤の薬価(薬価基準)
使用薬剤の薬価は、別表に収載されている薬剤について同表に定める価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)とする。

別表

注 1 ①は、薬事法(昭和35年法律第145号)第41条第1項に規定する日本薬局方に収載されている医薬品であることを示す。
注 2 ※は、品名の次に括弧書きによって医薬品製造業者名又は輸入業者名の略称を加えたことを示す。
注 3 ②は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬であることを示す。